

青梅市高齢者住宅条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市住宅マスタープランにおける用途廃止の方針にもとづき、高齢者住宅を用途廃止したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市高齢者住宅条例を廃止する条例

青梅市高齢者住宅条例（平成9年条例第34号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(入居者の保管義務に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の青梅市高齢者住宅条例第15条第2項の規定による高齢者住宅または共同施設が滅失しまたはき損したときの原状回復または費用の賠償については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。